令和7年度　土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現　行　基　準(令和7年10月1日)	改　　定(令和8年8月1日)	備考

②　インターロッキングブロック工

S8420

1.　適　用　範　囲

本資料は，市場単価方式による，インターロッキングブロック工に適用する。

1－1　市場単価が適用出来る範囲

（1）　新設，更新，撤去工事（ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。）

（2）　特殊品を使用する場合は，「3．適用にあたっての留意事項(4)」の方法により市場単価を適用することが出来る。

1－2　市場単価が適用出来ない範囲

（1）　特別調査等別途考慮するもの

1）　メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。

2）　連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。

3）　敷材料に練りモルタル，樹脂モルタルを使用する設置及び撤去工事。

4）　離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。

5）　その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。

2.　市場単価の設定

2－1　市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工　種	市場単価		
	機	労	材
設　　置	○	○	○

路盤工 → 敷材料敷均し → ブロックの敷設 → 端部切断 → 転圧 → 目地詰め

（注）1．敷材料(砂又は空練りモルタル)の材料費は市場単価には含まない。ただし，敷材料に空練りモルタルを使用する場合の混練費用は含む。

2．単価には，インターロッキングブロックの材料ロスを含む。

3．目地材料(砂)の材料費(目地詰め手間含む)は市場単価に含む。

工　種	市場単価		
	機	労	材
撤　去 再使用	○	○	

ブロックの撤去 → ブロックの清掃 → 現場内集積 → 積込み → 運搬 → 再設置

工　種	市場単価		
	機	労	材
撤　去 とりこわし	○	○	

ブロックの撤去 → 現場内集積 → 積込み → 運搬 → 処分

（注）　撤去で発生したブロック等の処分費は含まない。

【新基準】
［令和８年８月１日以降適用］
令和７年度　土木工事標準積算基準（共通編）
第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第2章　市場単価

第２章　市　場　単　価

②　インターロッキングブロック工

S8420

1.　適　用　範　囲

本資料は，市場単価方式による，インターロッキングブロック工に適用する。

1－1　市場単価が適用出来る範囲

（1）　新設，更新，撤去工事（ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。）

（2）　特殊品を使用する場合は，「3．適用にあたっての留意事項(4)」の方法により市場単価を適用することが出来る。

1－2　市場単価が適用出来ない範囲

（1）　特別調査等別途考慮するもの

1）　メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。

2）　連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。

3）　敷材料に練りモルタル，樹脂モルタル，空練りモルタルを使用する設置及び撤去工事。

4）　離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。

5）　その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。

2.　市場単価の設定

2－1　市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工　種	市場単価		
	機	労	材
設　　置	○	○	○

路盤工 → 敷材料敷均し → ブロックの敷設 → 端部切断 → 転圧 → 目地詰め

（注）1．敷材料(砂)の材料費は市場単価には含まない。

2．単価には，インターロッキングブロックの材料ロスを含む。

3．目地材料(砂)の材料費(目地詰め手間含む)は市場単価に含む。

工　種	市場単価		
	機	労	材
撤　去 再使用	○	○	

ブロックの撤去 → ブロックの清掃 → 現場内集積 → 積込み → 運搬 → 再設置

工　種	市場単価		
	機	労	材
撤　去 とりこわし	○	○	

ブロックの撤去 → 現場内集積 → 積込み → 運搬 → 処分

（注）　撤去で発生したブロック等の処分費は含まない。

現　行　基　準（令和7年10月1日）

２－２　市場単価の規格・仕様区分

インターロッキングブロック工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2．1　規格・仕様区分

規格・仕様				単位
設置	直線配置	ブロック厚6cm	標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m²
		ブロック厚8cm		m²
	曲線配置	ブロック厚6cm	標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m²
		ブロック厚8cm		m²
	直線配置 3色以上による色合わせ	ブロック厚6cm	３色以上の標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m²
		ブロック厚8cm		m²
	曲線配置 3色以上による色合わせ	ブロック厚6cm	３色以上の標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m²
		ブロック厚8cm		m²
撤去	再使用目的の撤去	ブロック厚 6cm，8cm	設置してあるインターロッキングブロックを再使用を目的として撤去する場合に適用する。	m²
	とりこわし	ブロック厚 6cm，8cm	設置してあるインターロッキングブロックを撤去する場合に適用する。	m²

（注）　ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部等の設置は，蓋部に接続する面のブロック厚を選択し，適用する。

２－３　加算率・補正係数

（１）　加算率・補正係数の適用基準

表2．2　加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S_0	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は，対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S_1	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して，作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_2	

改　　定（令和8年8月1日）

【新基準】
［令和８年８月１日以降適用］
令和７年度　土木工事標準積算基準（共通編）
第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第2章　市場単価

２－２　市場単価の規格・仕様区分

インターロッキングブロック工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2．1　規格・仕様区分

規格・仕様				単位
設置	直線配置	ブロック厚6cm	標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m2
		ブロック厚8cm		m2
	曲線配置	ブロック厚6cm	標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m2
		ブロック厚8cm		m2
	直線配置 3色以上による色合わせ	ブロック厚6cm	3色以上の標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m2
		ブロック厚8cm		m2
	曲線配置 3色以上による色合わせ	ブロック厚6cm	3色以上の標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m2
		ブロック厚8cm		m2
撤去	再使用目的の撤去	ブロック厚 6cm，8cm	設置してあるインターロッキングブロックを再使用を目的として撤去する場合に適用する。	m2
	とりこわし	ブロック厚 6cm，8cm	設置してあるインターロッキングブロックを撤去する場合に適用する。	m2

（注）　ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部等の設置は，蓋部に接続する面のブロック厚を選択し，適用する。

２－３　加算率・補正係数

（１）　加算率・補正係数の適用基準

表2．2　加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S_0	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は，対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S_1	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して，作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_2	

備考

現　行　基　準(令和7年10月1日)

（２）　加算率・補正係数の数値

表2．3　加算率・補正係数の数値

区　　分		記 号	設　置	撤　去
加算率	施　工　規　模	S_0	100㎡以上 0%	100㎡以上 0%
		S_1	100㎡未満 10%	100㎡未満 40%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K_1	1.10	1.40
	夜　間　作　業	K_2	1.15	1.50

（注）１．複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は，１工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし，１工事において設置及び撤去の作業がある場合は，設置・撤去それぞれの数量で判定する。
２．施工規模加算率（S_1）と，時間的制約を受ける場合の補正係数（K_1）が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。

２－４　直接工事費の算出
直接工事費＝設計単価(注１)×設計数量
（注１)設計単価＝標準の市場単価×（１＋S_0 or S_1／100）×（K_1×K_2）

３．　適用にあたっての留意事項

（１）　ブロックの種類

１）　標準品
ブロック厚６㎝，８㎝のブロックで特殊品及びオリジナル品を除くブロックをいう。
なお形状は，５．参考資料を参照されたい。

２）　特殊品
特殊品とは以下のものをいう。
イ）　標準品と同形状で青色及び特殊配合した色のブロック。
ロ）　視覚障害者用に表面加工してあるブロック。
ハ）　標準品と同形状でショットブラスト仕上げ，洗い出し仕上げ，研出し仕上げ，粉末樹脂，ガラスビーズ，溶射等を行い表面加工したもの。デザインを施したもの。透水性，植生用，複合（天然石，タイル）のもの。

３）　オリジナル品
標準品と形状の異なる各社のオリジナル品。特に扇型等曲線的配置を目的としたもの。

改　　定(令和8年8月1日)

【新基準】
［令和８年８月１日以降適用］
令和７年度　土木工事標準積算基準（共通編）
第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第2章　市場単価

（２）　加算率・補正係数の数値

表2．3　加算率・補正係数の数値

区　　分		記 号	設　置	撤　去
加算率	施　工　規　模	S_0	100㎡以上 0%	100㎡以上 0%
		S_1	100㎡未満 10%	100㎡未満 40%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K_1	1.10	1.40
	夜　間　作　業	K_2	1.15	1.50

（注）１．複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は，１工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし，１工事において設置及び撤去の作業がある場合は，設置・撤去それぞれの数量で判定する。
２．施工規模加算率（S_1）と，時間的制約を受ける場合の補正係数（K_1）が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。

２－４　直接工事費の算出
直接工事費＝設計単価(注１)×設計数量
（注１)設計単価＝標準の市場単価×（1＋S_0 or S_1/100）×（K_1×K_2）

３．　適用にあたっての留意事項

（１）　ブロックの種類

１）　標準品
ブロック厚6㎝，8㎝のブロックで特殊品及びオリジナル品を除くブロックをいう。
なお形状は，５．参考資料を参照されたい。

２）　特殊品
特殊品とは以下のものをいう。
イ）　標準品と同形状で青色及び特殊配合した色のブロック。
ロ）　視覚障害者用に表面加工してあるブロック。
ハ）　標準品と同形状でショットブラスト仕上げ，洗い出し仕上げ，研出し仕上げ，粉末樹脂，ガラスビーズ，溶射等を行い表面加工したもの。デザインを施したもの。透水性，植生用，複合（天然石，タイル）のもの。

３）　オリジナル品
標準品と形状の異なる各社のオリジナル品。特に扇型等曲線的配置を目的としたもの。

備考

令和7年度　土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現　行　基　準（令和7年10月1日）

（２）　ブロックの配置

１）　直線的配置

標準品を直線的に配置する。２色による色合わせを含む。

２）　曲線的配置

標準品を円形（半径 10m以上で楕円，欠円含む），波形等曲線的に配置する。２色による色合わせを含む。

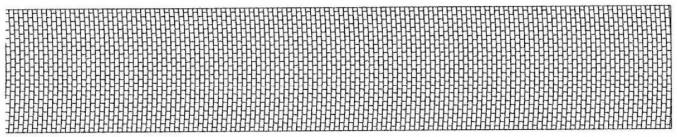

３）　３色以上による色合わせ

３色以上の標準品を使って模様（絵柄を含む）等にブロックを設置する場合に適用する。

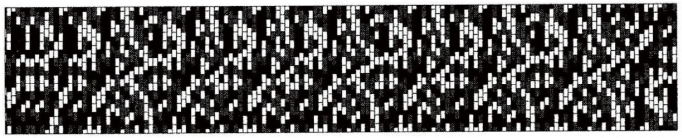

（３）　敷材料の使用量

敷材料は砂又は空練りモルタルとし，材料の使用量は次式による。

イ）　砂・モルタル普通・モルタル高炉・再生砂の場合

使用量（㎥）＝100（㎡）×敷材料の厚さ（m）×（１＋K）

K：ロス率（表３．１ロス率による）

表3．1　ロス率

材　料　名	ロス率
砂	+0.29
空練りモルタル	+0.14

（４）　特殊品を使用する場合は，標準の市場単価から標準の一般部ブロック厚６cm（８cm）の材料費を差し引き設置手間をもとめ，特殊品の材料費を加算して適用する。（材料費の入れ換え）

ただし，加算率・補正係数を適用させる場合は，標準の市場単価を補正した後，材料費を差し引くこととする。

設置手間　＝ブロック厚６cm（８cm），標準の市場単価×加算率・補正係数

－ブロック厚６cm（８cm），標準の材料単価×1.02

特殊品設計単価＝設置手間＋ブロック厚６cm（８cm），特殊品材料単価×1.02

（５）　オリジナル品及びキャブ部の蓋部に連続して設置する場合は，材料費の入れ換えによる市場単価を適用しない。

（６）　透水シート布設の有無に関わらず適用できる。ただし，透水シートの材料費は別途計上する。

（７）　設置してあるインターロッキングブロックを撤去して，再使用する場合は，次式による。

撤去（再使用）の標準の市場単価×加算率・補正係数＋設置手間＋新品材料（不足分）のロス

（注１）再設置にあたり発生する材料のロスは新設と同様２％とする。

（注２）設置手間については，（４）の特殊品を使用する場合と同じとする。

（８）　随意契約により調整を行う追加工事の取り扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。

改　　定（令和8年8月1日）

【新基準】

［令和８年８月１日以降適用］

令和７年度　土木工事標準積算基準（共通編）

第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第2章　市場単価

（２）　ブロックの配置

１）　直線的配置

標準品を直線的に配置する。2 色による色合わせを含む。

２）　曲線的配置

標準品を円形（半径 10m 以上で楕円，欠円含む），波形等曲線的に配置する。2 色による色合わせを含む。

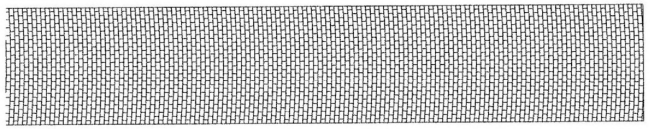

３）　3 色以上による色合わせ

3 色以上の標準品を使って模様（絵柄を含む）等にブロックを設置する場合に適用する。

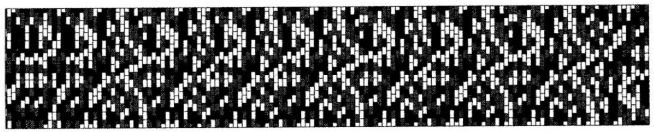

（３）　敷材料の使用量

敷材料は砂とし，材料の使用量は次式による。

イ）　砂・再生砂の場合

使用量（m3）＝100（m2）×敷材料の厚さ（m）×（1＋K）

K：ロス率（表３．１ロス率による）

表3．1　ロス率

材　料　名	ロス率
砂	+0.29

（４）　特殊品を使用する場合は，標準の市場単価から標準の一般部ブロック厚 6cm（8cm）の材料費を差し引き設置手間をもとめ，特殊品の材料費を加算して適用する。（材料費の入れ換え）

ただし，加算率・補正係数を適用させる場合は，標準の市場単価を補正した後，材料費を差し引くこととする。

設置手間　＝ブロック厚 6cm（8cm），標準の市場単価×加算率・補正係数

－ブロック厚 6cm（8cm），標準の材料単価×1.02

特殊品設計単価＝設置手間＋ブロック厚 6cm（8cm），特殊品材料単価×1.02

（５）　オリジナル品及びキャブ部の蓋部に連続して設置する場合は，材料費の入れ換えによる市場単価を適用しない。

（６）　透水シート布設の有無に関わらず適用できる。ただし，透水シートの材料費は別途計上する。

（７）　設置してあるインターロッキングブロックを撤去して，再使用する場合は，次式による。

撤去（再使用）の標準の市場単価×加算率・補正係数＋設置手間＋新品材料（不足分）のロス

（注１）再設置にあたり発生する材料のロスは新設と同様 2%とする。

（注２）設置手間については，（４）の特殊品を使用する場合と同じとする。

（８）　随意契約により調整を行う追加工事の取り扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。

備考

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表（1）

製作会社名	伸縮装置 名称	伸縮装置 型番	【用途関係】歩車道区分 車道用	歩道用	積雪地対応 専用型	仕様有り	設置方向 道路縦断方向	道路横断方向	【構造関係】遊間部形状 直線型	曲線型	伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)	分類 軽量型	普通型	本体付属アンカー形式 ボルト後締め	本体溶接済み	本体価格に含む	摘要
橋梁メンテナンス	KMS ジョイント	KMSⅢ-20, 35, 50, 50W	○			○	○	○		○	20～50	○	6.24	68.4～161.1		○		○	○	誘導板別途
		KMSⅢ-20D, 35D, 50D, 50WD	○			○	○	○		○	20～50	○	6.24	72.0～164.7		○		○	○	二重止水構造付き誘導板別途
	KMA ジョイント	KMA-60, 80, 110, 160	○			○	○	○		○	60～160	○	17.36～33.55	57.60～169.74		○		○	○	誘導板別途
		KMA-60N, 80N, 110N, 160N	○			○	○	○		○	60～160	○	17.52～33.71	61.20～174.96		○		○	○	二重止水構造付き誘導板別途
	シーベックジョイント	SP-60KMA, 80KMA, 110KMA, 160KMA		○				○	○		60～160	○	12.86～14.36	81.36～151.92		○		○	○	
		TR-50		○			○	○	○		50	○	1.99	13.86	○			○	○	
ショーボンド建設	3S-V ジョイント	3S-20V, 30V	○	○				○	○		20～30	○	6.2	55.0～56.5		○		○	○	
		3S-40V	○					○	○		40	○	6.2	67.5		○		○	○	
	ST ジョイント	ST-20N, 30N, 40N, 50N, 60N, 80N	○					○		○	20～80	○	6.2～9.4	54.2～156.5		○		○	○	
		ST-80G	○		○			○		○	80	○	9.4	162.3		○		○	○	誘導板付き
	スマートジョイント	SMJ-20, 30, 50, 70, 100	○		○			○		○	20～100	○	6.2	61.1～129.5		○		○	○	〃
	VM ジョイント	VM	○	○			○	○	○		20	○	6.2	31.5	○			○	○	鉛直伸縮量 20 mm
	3S-V ジョイント(歩道用)	3S-V, 3S-20V, 30V		○			○	○	○		20～30	○	6.2	37.8～39.3	○			○	○	
	AI ジョイント	AIJ-20, 30	○					○		○	20～30	○	4.0	42.3～44.8	○	○		○	○	
		AIJ-40, 50	○					○		○	40～50	○	6.2	55.3～58.1		○		○	○	
	SBH ジョイント	SBH-40		○				○	○		40	○	4.0	40.5	○			○	○	
		SBH-60, 80		○				○	○		60～80	○	4.0	53.8～60.1		○		○	○	
山陽化学	チューリップジョイント SKJ 型	20, 35, 50, 60	○			○	○	○		○	20～60	○	1.56	50～100		○		○	○	誘導板別途
	チューリップジョイント SKJ-F 型	20, 35, 50		○		○	○	○	○		20～50	○	1.56	41～48	○			○	○	
		60, 80, 100		○		○	○	○	○		60～100	○	1.56	68～77		○		○	○	
	チューリップジョイント SKJ-H 型	20, 30	○			○		○		○	20～30	○	1.56	41.4～45	○			○	○	誘導板別途

※本体に付属するアンカーボルトが，分離可能な「ボルト後締め」の場合は，本体質量に含まない。

改　定（令和8年8月1日）

【新基準】
［令和8年8月1日以降適用］
令和7年度　土木工事標準積算基準（共通編）
第VI編　土木工事標準単価及び市場単価　第2章　市場単価

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表（1）

製作会社名	伸縮装置 名称	伸縮装置 型番	【用途関係】歩車道区分 車道用	歩道用	積雪地対応 専用型	仕様有り	設置方向 道路縦断方向	道路横断方向	【構造関係】遊間部形状 直線型	曲線型	伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)	分類 軽量型	普通型	本体付属アンカー形式 ボルト後締め	本体溶接済み	本体価格に含む	摘要
橋梁メンテナンス	KMS ジョイント	KMSⅢ-20, 35, 50, 50W	○			○	○	○		○	20～50	○	6.24	68.4～161.1		○		○	○	誘導板別途
		KMSⅢ-20D, 35D, 50D, 50WD	○			○	○	○		○	20～50	○	6.24	72.0～164.7		○		○	○	二重止水構造付き誘導板別途
	KMA ジョイント	KMA-60, 80, 110	○			○	○	○		○	60～110	○	23.3～24.6	88.2～146.3		○		○	○	誘導板別途
		KMA-60N, 80N, 110N	○			○	○	○		○	60～110	○	23.3～24.6	91.8～151.7		○		○	○	二重止水構造付き誘導板別途
	シーベックジョイント	SP-60KMA, 80KMA, 110KMA, 160KMA		○				○	○		60～160	○	12.86～14.36	81.36～151.92		○		○	○	
		TR-50		○			○	○	○		50	○	1.99	13.86	○			○	○	
ショーボンド建設	3S-V ジョイント	3S-20V, 30V	○	○				○	○		20～30	○	6.2	55.0～56.5		○		○	○	
		3S-40V	○					○	○		40	○	6.2	67.5		○		○	○	
	ST ジョイント	ST-20N, 30N, 40N, 50N, 60N, 80N	○					○		○	20～80	○	6.2～9.4	54.2～156.5		○		○	○	
		ST-80G	○		○			○		○	80	○	9.4	162.3		○		○	○	誘導板付き
	スマートジョイント	SMJ-20, 30, 50, 70, 100	○		○			○		○	20～100	○	6.2	61.1～129.5		○		○	○	〃
	VM ジョイント	VM	○	○			○	○	○		20	○	6.2	31.5	○			○	○	鉛直伸縮量 20 mm
	3S-V ジョイント(歩道用)	3S-V, 3S-20V, 30V		○			○	○	○		20～30	○	6.2	37.8～39.3	○			○	○	
	AI ジョイント	AIJ-20, 30	○					○		○	20～30	○	4.0	42.3～44.8	○			○	○	
		AIJ-40, 50	○					○		○	40～50	○	6.2	55.3～58.1		○		○	○	
	SBH ジョイント	SBH-40		○				○	○		40	○	4.0	40.5	○			○	○	
		SBH-60, 80		○				○	○		60～80	○	4.0	53.8～60.1		○		○	○	
山陽化学	チューリップジョイント SKJ 型	20, 35, 50, 60	○			○	○	○		○	20～60	○	1.56	50～100		○		○	○	誘導板別途
	チューリップジョイント SKJ-F 型	20, 35, 50		○		○	○	○	○		20～50	○	1.56	41～48	○			○	○	
		60, 80, 100		○		○	○	○	○		60～100	○	1.56	68～77		○		○	○	
	チューリップジョイント SKJ-H 型	20, 30	○			○		○		○	20～30	○	1.56	41.4～45	○			○	○	誘導板別途

※本体に付属するアンカーボルトが，分離可能な「ボルト後締め」の場合は，本体質量に含まない。

備考

現行基準（令和7年10月1日）

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表(2)

製作会社名	伸縮装置 名称	伸縮装置 型番	【用途関係】歩車道区分 車道用	歩道用	積雪地対応 専用型	仕様有り	設置方向 道路縦断方向	道路横断方向	【構造関係】遊間部形状 直線型	歯型	伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)	分類 軽量型	普通型	本体付属アンカー 形式 ボルト後締め	本体溶接済み	本体価格に含む	摘要
新日本構研	スーパーリードジョイント	iG-1s, 1sw, 1v	○	○		○	○	○	○		80	○	10.58	95～180		○		○	○	誘導板含む，二次止水構造別途
		F	○	○		○		○	○		60	○	7.86	63.00		○		○	○	誘導板，一次止水構造別途
		T	○	○				○	○		60	○	5.15	71.00		○		○	○	誘導板，二次止水構造別途
			○	○			○		○		60	○	3.53	49.00	○			○	○	鉛直伸縮量±30mm，二次止水構造別途
中外道路	ガイスライドジョイント	GS-20, 25, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200, 220		○			○	○	○		20～220	○	4.0	83～119		○		○	○	
		GS-M 20, 30, 40, 50, 60, 70		○			○	○	○		20～70	○	6.2	91.0～110.0		○		○	○	
	スーパーガイトップジョイント	SGTJ-20, 25, 30, 50	○			○	○	○		○	20～50	○	6.2	50～56		○		○	○	誘導板別途
		SGTJ-80, 100	○			○	○	○		○	80～100	○	12.5	70～83		○		○	○	〃
	メタルガージョイント	NJ-20FL, 30FL, 40FL, 50FL, 60FL, 70FL	○			○	○	○		○	20～70	○	6.2	59～149		○		○	○	〃
		NT-80FPL	○			○	○	○		○	80	○	12.5	91		○		○	○	〃
		NJ-30FL, 50FL, 70FL	○			○	○	○		○	30～70	○	6.2	83.0～169.0		○		○	○	〃
	CCスチールジョイント	NJ-20F, 30F, 40F, 50F, 60F	○			○	○	○		○	20～60	○	6.2～12.5	50～79		○		○	○	〃
	ラバエースジョイント	RTH-35, 60	○	○		○	○	○	○		35～60	○	6.2	41～47	○			○	○	誘導板別途
		RT-48	○	○		○	○	○	○		20	○	6.2	41	○			○	○	〃
	PCJスーパージョイント	PCJ-20	○			○	○	○		○	20	○	6.2	49	○			○	○	〃
		PCJ-25, 35	○			○	○	○		○	25～35	○	6.2	50～58		○		○	○	〃
秩父産業	メタルジョイント	LC-A40, A60, A80, A120, A170		○			○	○	○		40～170	○	6.2	77.5～129.0		○		○	○	
		NC-A20, A30, A40, A50, A70, A80	○	○			○	○		○	20～80	○	6.2	65.7～179.8		○		○	○	
		SC-A30	○	○			○	○	○		30	○	4.0	33.3	○			○	○	
		NC-A20G, A30G, A40G, A50G, A70G	○	○	○		○	○		○	20～70	○	6.2	73.8～148.7		○		○	○	片側誘導板付き
		NC-A20WG, A30WG, A40WG, A50WG, A70WG	○	○	○		○	○		○	20～70	○	6.2	73.8～156.2		○		○	○	両側誘導板付き
		SC-A30WG	○	○	○		○	○	○		30	○	4.0	39.6	○			○	○	〃

※本体に付属するアンカーボルトが，分離可能な「ボルト後締め」の場合は，本体質量に含まない。

改定（令和8年8月1日）

【新基準】
[令和8年8月1日以降適用]
令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編）
第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表(2)

製作会社名	伸縮装置 名称	伸縮装置 型番	【月途関係】歩車道区分 車道用	歩道用	積雪地対応 専用型	仕様有り	設置方向 道路縦断方向	道路横断方向	【構造関係】遊間部形状 直線型	歯型	伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)	分類 軽量型	普通型	本体付属アンカー 形式 ボルト後締め	本体溶接済み	本体価格に含む	摘要
新日本構研	スーパーリードジョイント	iG-1s, 1sw, 1v	○	○		○	○	○	○		80	○	10.58	95～180		○		○	○	誘導板含む，二次止水構造別途
		F	○	○		○		○	○		60	○	7.86	63.00		○		○	○	誘導板，二次止水構造別途
		T	○	○				○	○		60	○	5.15	71.00		○		○	○	誘導板，二次止水構造別途
			○	○			○		○		60	○	3.53	49.00	○			○	○	鉛直伸縮量±30mm，二次止水構造別途
中外道路	ガイスライドジョイント	GS-20, 25, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200, 220		○			○	○	○		20～220	○	4.0	83～119		○		○	○	
		GS-M 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 110		○			○	○	○		20～110	○	6.2	91.0～149.0		○		○	○	
	スーパーガイトップジョイント	SGTJ-20, 25, 30, 50	○			○	○	○		○	20～50	○	6.2	50～56		○		○	○	誘導板別途
		SGTJ-80, 100	○			○	○	○		○	80～100	○	12.5	70～83		○		○	○	〃
	メタルガージョイント	NJ-20FL, 30FL, 40FL, 50FL, 60FL, 70FL	○			○	○	○		○	20～70	○	6.2	59～149		○		○	○	〃
		NT-80FPL	○			○	○	○		○	80	○	12.5	91		○		○	○	〃
		NJ-30FLSBD, 50FLSBD, 70FLSBD	○			○	○	○		○	30～70	○	6.2	86.0～169.0		○		○	○	両側誘導板付き
	CGスチールジョイント	NJ-20F, 30F, 40F, 50F, 60F	○			○	○	○		○	20～60	○	6.2～12.5	50～79		○		○	○	誘導板別途
	ラバエースジョイント	RTH-35, 60	○	○		○	○	○	○		35～60	○	6.2	41～47	○			○	○	誘導板別途
		RT-48	○	○		○	○	○	○		20	○	6.2	47	○			○	○	〃
	PCJスーパージョイント	PCJ-20	○			○	○	○		○	20	○	6.2	49	○			○	○	〃
		PCJ-25, 35	○			○	○	○		○	25～35	○	6.2	50～58		○		○	○	〃
秩父産業	メタルジョイント	LC-A40, A60, A80, A120, A170		○			○	○	○		40～170	○	6.2	77.5～129.0		○		○	○	
		NC-A20, A30, A40, A50, A70, A80	○	○			○	○		○	20～80	○	6.2	65.7～179.8		○		○	○	
		SC-A30	○	○			○	○	○		30	○	4.0	33.3	○			○	○	
		NC-A20G, A30G, A40G, A50G, A70G	○	○	○		○	○		○	20～70	○	6.2	70.8～148.7		○		○	○	片側誘導板付き
		NC-A20WG, A30WG, A40WG, A50WG, A70WG	○	○	○		○	○		○	20～70	○	6.2	76.8～156.2		○		○	○	両側誘導板付き
		SC-A30WG	○	○	○		○	○	○		30	○	4.0	39.6	○			○	○	〃

※本体に付属するアンカーボルトが，分離可能な「ボルト後締め」の場合は，本体質量に含まない。

備考

現行基準（令和7年10月1日）

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表(5)

製作会社名	伸縮装置 名称	伸縮装置 型番	【用途関係】歩車道区分 車道用	歩道用	積雪地対応 専用型	仕様有り	設置方向 道路縦断方向	道路横断方向	【構造関係】遊間部形状 直線型	歯型	伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)	分類 軽量型	普通型	本体付属アンカー形式 ボルト後締め	本体溶接済み	本体価格に含む	摘要
クリエート中三	ウェルタージョイント	W・T-20,30,40,50,60,70,80,90	○				○	○		○	20～100	○	6.24～12.48	76.0～115.0		○		○	○	
	ウェルターリブジョイント	W・T・R-20,30,40,50,60,70,80,90,100	○		○			○		○	20～100	○	6.24～12.48	83.0～122.0		○		○	○	誘導板付き
	ウェルタージョイントK型	W・T・K-20,25,35,50	○	○			○	○		○	20～50	○	6.24	52.0～59.0		○		○	○	
	ウェルタージョイントG型	WT-G20,G30,G50,G70	○			○	○	○		○	20～70	○	6.24	70.0～161.0		○		○	○	二重止水構造付き
	ウェルターリブジョイントG型	WTR-G20,G30,G50,G70	○		○			○		○	20～70	○	6.24	80.0～171.0		○		○	○	二重止水構造,誘導板付き
	ウェルタージョイントGNS	WT-G20NS,G30NS,G50NS,G70NS		○				○	○		20～70	○	6.24	76.0～172.0		○		○	○	二重止水構造付き
	シーアールティージョイント	C・R・T-20,30,35,50,60	○	○			○	○	○		20～60	○	6.24	47.0	○			○	○	
	ノンステップジョイント	N・S-20,30,50		○				○	○		20～50	○	6.24	41.0～46.0	○			○	○	
		N・S-80,100,125,150,175,200,220,230		○				○	○		80～230	○	6.24	51.0～83.0		○		○	○	
クリテック工業	ハイブリットジョイント	SS-20	○	○		○	○	○	○		20	○	6.24	28.1	○			○	○	二次止水材,誘導板別途
		NS-20	○			○	○	○		○	20	○	6.24	32.8	○			○	○	〃
		S-30,40,50	○			○	○	○		○	30～50	○	15.6	55.1～58.3		○		○	○	〃
		L-60,70,80,90,100	○			○	○	○		○	60～100	○	15.6	79.0～83.3		○		○	○	〃
		LL-125,150,175	○			○	○	○		○	125～175	○	15.6	100.3～131.0		○		○	○	〃
		PS-20,30,40,50,60,70,80,90,100,		○			○	○	○		20～400	○	6.24	63.0～135.7		○		○	○	二次止水材別途
		NPS-30		○			○	○	○		30	○	6.24	23.0	○			○	○	
		NRC-20,35	○	○		○	○	○	○		20～35	○	3.1	33.5～40.3	○			○	○	誘導板別途
		HS-20	○				○			○	20	○	6.24	24.7	○			○	○	
川金コアテック	マゲバジョイント	RS	○	○		○		○	○		80	○	11.0	102.6		○		○	○	積雪地兼用,誘導板別途

※本体に付属するアンカーボルトが，分離可能な「ボルト後締め」の場合は，本体質量に含まない。

改定（令和8年8月1日）

【新基準】令和8年8月1日以降適用
［令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編）
令和7年度 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価
第VI編

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表(5)

製作会社名	伸縮装置 名称	伸縮装置 型番	【用途関係】歩車道区分 車道用	歩道用	積雪地対応 専用型	仕様有り	設置方向 道路縦断方向	道路横断方向	【構造関係】遊間部形状 直線型	歯型	伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)	分類 軽量型	普通型	本体付属アンカー形式 ボルト後締め	本体溶接済み	本体価格に含む	摘要
クリエート中川	ウェルタージョイント	W・T-20,30,40,50,60,70,80,90	○				○	○		○	20～100	○	6.24～12.48	76.0～115.0		○		○	○	
	ウェルターリブジョイント	W・T・R-20,30,40,50,60,70,80,90,100	○		○			○		○	20～100	○	6.24～12.48	83.0～122.0		○		○	○	誘導板付き
	ウェルタージョイントK型	W・T・K-20,25,35,50	○	○			○	○		○	20～50	○	6.24	52.0～59.0		○		○	○	
	ウェルタージョイントG型	WT-G20,G30,G50,G70	○			○	○	○		○	20～70	○	6.24	70.0～131.0		○		○	○	二重止水構造付き
	ウェルターリブジョイントG型	WTR-G20,G30,G50,G70	○		○			○		○	20～70	○	6.24	80.0～171.0		○		○	○	二重止水構造,誘導板付き
	ウェルタージョイントGNS	WT-G20NS,G30NS,G50NS,G70NS		○				○	○		20～70	○	6.24	76.0～172.0		○		○	○	二重止水構造付き
	シーアールティージョイント	C・R・T-20,30,35,50,60	○	○			○	○	○		20～60	○	6.24	47.0	○			○	○	
	ノンステップジョイント	N・S-20,30,50		○				○	○		20～50	○	6.24	41.0～46.0	○			○	○	
		N・S-80,100,125,150,175,200,220,230		○				○	○		80～230	○	6.24	51.0～83.0		○		○	○	
クリテック工業	ハイブリットジョイント	SS-20	○	○		○	○	○	○		20	○	6.24	28.1	○			○	○	二次止水材,誘導板別途
		NS-20	○			○	○	○		○	20	○	6.24	32.8	○			○	○	〃
		S-30,40,50	○			○	○	○		○	30～50	○	6.24～12.5	55.1～58.3		○		○	○	〃
		L-60,70,80,90,100	○			○	○	○		○	60～100	○	6.24～12.5	79.0～83.3		○		○	○	〃
		LL-125,150,175	○			○	○	○		○	125～175	○	12.5	100.3～131.0		○		○	○	〃
		PS-20,30,40,50,60,70,80,90,100,		○			○	○	○		20～400	○	6.24	63.0～135.7		○		○	○	二次止水材別途
		NPS-20,30,40,60		○			○	○	○		20～60	○	6.24	12.8～27.9	○			○	○	
		HS-20	○				○			○	20	○	6.24	24.7	○			○	○	
川金コアテック	マゲバジョイント	RS	○	○		○		○	○		80	○	11.0	102.6		○		○	○	積雪地兼用,誘導板別途

※本体に付属するアンカーボルトが，分離可能な「ボルト後締め」の場合は，本体質量に含まない。

備考

現行基準（令和7年10月1日）

＜参考資料＞　◆市場単価適用可能　橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【用途関係】						【構造関係】								摘要
		歩車道区分		設置方向		製品取付部位		新設施工法		伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	材料区分			
		車道用	歩道用	道路縦断方向	道路横断方向	舗装厚内型	床版箱抜型	先付	後付				種類(合材)	標準断面寸法 B(mm)	標準断面寸法 H(mm)	
アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	○	○		○	○			○	30.0	○		RTｺﾝﾊﾟｳﾝﾄﾞ	500	75	
	ラバトップジョイント250MJ	○	○		○	○			○	20	○		MJｺﾝﾊﾟｳﾝﾄﾞ	250	50	遊間50mm以下
山王	MMジョイントDS型	○	○	○	○	○			○	40.0	○		ＤＳ合材	400	75	表層材:表面散布骨材
東京ファブリック工業	インナージョイント	○	○		○	○			○	30(±15)	○		ﾊﾞｲﾝﾀﾞｰ樹脂	500	75	
ヒートロック工業	シームレスジョイントＳＪ-M	○	○	○	○		○		○	50.0	○	5.4	ﾌｧﾙｺﾝ	400(400)	120(40)	遊間60mm超えは別途見積
	シームレスジョイントＳＪ-P	○	○	○	○		○	○		30.0	○	5.4	ﾌｧﾙｺﾝ	400(400)	40(40)	遊間60mm超えは別途見積
メンテナンス九州	MMジョイント	○	○		○	○			○	40	○		ﾏﾄﾘｸｽ502	500	50	
山陽化学	Filler joint	○	○	○	○		○		○	30	○	1.56	ﾛｯｸﾌｧﾙﾄ	400	80	

※1．断面寸法は，実際の設計に合わせて決定する。

※2．標準断面寸法が（　）となっている規格については，床板箱抜き寸法を表す。

改定（令和8年8月1日）

【新基準】
［令和8年8月1日以降適用］
令和7年度　土木工事標準積算基準（共通編）
第VI編　土木工事標準単価及び市場単価　第2章　市場単価

＜参考資料＞　◆市場単価適用可能　橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【用途関係】						【構造関係】								摘要
		歩車道区分		設置方向		製品取付部位		新設施工法		伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	材料区分			
		車道用	歩道用	道路縦断方向	道路横断方向	舗装厚内型	床版箱抜型	先付	後付				種類(合材)	標準断面寸法 B(mm)	標準断面寸法 H(mm)	
アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	○	○		○	○			○	30.0	○		RTｺﾝﾊﾟｳﾝﾄﾞ	500	75	
	ラバトップジョイント250MJ	○	○		○	○			○	20	○		MJｺﾝﾊﾟｳﾝﾄﾞ	250	50	遊間50mm以下
山王	MMジョイントDS型	○	○	○	○	○			○	40.0	○		ＤＳ合材	400	75	表層材:表面散布骨材
東京ファブリック工業	インナージョイント	○	○		○	○			○	30	○		ﾊﾞｲﾝﾀﾞｰ樹脂	500	75～80	
ヒートロック工業	シームレスジョイントＳＪ-M	○	○	○	○		○		○	50.0	○	5.4	ﾌｧﾙｺﾝ	400(400)	120(40)	遊間60mm超えは別途見積
	シームレスジョイントＳＪ-P	○	○	○	○		○	○		30.0	○	5.4	ﾌｧﾙｺﾝ	400(400)	40(40)	遊間60mm超えは別途見積
メンテナンス九州	MMジョイント	○	○		○	○			○	40	○		ﾏﾄﾘｸｽ502	500	50	
山陽化学	Filler joint	○	○	○	○		○		○	30	○	1.56	ﾛｯｸﾌｧﾙﾄ	400	80	

※1．断面寸法は，実際の設計に合わせて決定する。

※2．標準断面寸法が（　）となっている規格については，床板箱抜き寸法を表す。

備考

現　行　基　準(令和7年10月1日)	改　　定(令和8年8月1日)	備考

⑦ 薄層カラー舗装工

Ｓ８５３２

1. 適　用　範　囲

本資料は，市場単価方式による，薄層カラー舗装工に適用する。

１－１　市場単価が適用出来る範囲

（１）　樹脂モルタル舗装工における歩道橋，側道橋，歩道及び自転車道の舗装。

（２）　景観透水性舗装工における歩道及び遊歩道の舗装。

（３）　樹脂系すべり止め舗装工における車道及び歩道（路側帯，スクールゾーンを含む）の舗装。

１－２　市場単価が適用出来ない範囲

（１）　特別調査等別途考慮するもの。

１）　加熱混合系薄層カラー舗装。

２）　型枠式カラータイル舗装。

３）　壁面，階段の立ち上がり部（垂直面）を施工する場合。

４）　離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。

５）　その他，規格・仕様等が適合せず市場単価を適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

２－１　市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは，機・労・材の○印及びフロー図の実線の部分である。

工　種	市場単価		
	機	労	材
樹脂モルタル舗装工	○	○	○

下地処理 → プライマー塗布 → 舗設材の混合 → 舗設材の敷設 → 仕上げ・養生

工　種	市場単価		
	機	労	材
景観透水性舗装工	○	○	○

下地処理 → プライマー塗布 → 舗設材の混合 → 舗設材の敷設 → 仕上げ・養生

工　種	市場単価		
	機	労	材
樹脂系すべり止め舗装工	○	○	○

下地処理 → プライマー塗布 → 目止用硅砂充填 → 樹脂バインダー散布 → 骨材の散布 → トップコート塗布 → 仕上げ・養生

（注）１．樹脂系すべり止め舗装工のプライマー塗布は，コンクリート面への敷設の場合に施工。

２．樹脂系すべり止め舗装工の目止用硅砂充填は，規格・仕様区分によって施工。

３．樹脂系すべり止め舗装工のトップコート塗布は，規格・仕様区分によって施工。

【新基準】

［令和８年８月１日以降適用］

令和７年度　土木工事標準積算基準（共通編）

第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第2章　市場単価

⑥ 薄層カラー舗装工

Ｓ８５３２

1. 適　用　範　囲

本資料は，市場単価方式による，薄層カラー舗装工に適用する。

１－１　市場単価が適用出来る範囲

（１）　樹脂モルタル舗装工における歩道橋，側道橋，歩道及び自転車道の舗装。

（２）　景観透水性舗装工における歩道及び遊歩道の舗装。

（３）　樹脂系すべり止め舗装工における車道及び歩道（路側帯，スクールゾーンを含む）の舗装。

１－２　市場単価が適用出来ない範囲

（１）　特別調査等別途考慮するもの。

１）　加熱混合系薄層カラー舗装。

２）　型枠式カラータイル舗装。

３）　壁面，階段の立ち上がり部（垂直面）を施工する場合。

４）　離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。

５）　その他，規格・仕様等が適合せず市場単価を適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

２－１　市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは，機・労・材の○印及びフロー図の実線の部分である。

工　種	市場単価		
	機	労	材
樹脂モルタル舗装工	○	○	○

下地処理 → プライマー塗布 → 舗設材の混合 → 舗設材の敷設 → 仕上げ・養生

工　種	市場単価		
	機	労	材
景観透水性舗装工	○	○	○

下地処理 → プライマー塗布 → 舗設材の混合 → 舗設材の敷設 → 仕上げ・養生

工　種	市場単価		
	機	労	材
樹脂系すべり止め舗装工	○	○	○

下地処理 → プライマー塗布 → 目止用硅砂充填 → 樹脂バインダー散布 → 骨材の散布 → トップコート塗布 → 仕上げ・養生

（注）１．樹脂系すべり止め舗装工のプライマー塗布は，コンクリート面への敷設の場合に施工。

２．樹脂系すべり止め舗装工の目止用硅砂充填は，規格・仕様区分によって施工。

３．樹脂系すべり止め舗装工のトップコート塗布は，規格・仕様区分によって施工。

４．すべり抵抗試験は含まない。

現　行　基　準(令和7年10月1日)

の施工量が標準施工規模に満たない場合については、一日当たりの施工数量で施工規模を判定する。

2．施工規模加算率（S_1）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K_1）が重複する場合は，施工規模加算率のみ対象とする。

3．階段ステップ部の補正を行った場合は，施工規模加算率は適用しないが，時間的制約を受ける場合の補正係数（K_1）は適用可能とする。

4．既設アスファルト舗装面の施工（K_4）の補正は，既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり，切削オーバーレイや打ち換え等，舗装面が施工直後の場合，補正を行わない。

２－４　直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注)設計単価＝標準の市場単価×（１＋S_0 or S_1／100)×（K_1×K_2×……×K_8）

3.　適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。

（１）　共通事項

１）　各区分の工法は次のとおりとする。

表3．1　工法の内容

区　　分	目　　地　　模　　様
樹脂モルタル舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを，コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
景観透水性舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を，使用したモルタルを，コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
樹脂系すべり止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し，硬質骨材を路面に接着させる工法。

２）　下地は標準状態とし，はつり，サンダー掛け，錆落とし及び不陸整正のための下地調整を含まないものとする。下地調整を必要とする場合は，別途計上する。（下地処理とは，施工面にあるゴミ・泥・ほこりなどを除去する簡単な作業をいう。）

３）　斜路部の施工は，階段ステップ部の補正を適用しない。

改　　定(令和8年8月1日)

【新基準】
［令和８年８月１日以降適用］
令和７年度　土木工事標準積算基準（共通編）
第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第2章　市場単価

の施工量が標準施工規模に満たない場合については、一日当たりの施工数量で施工規模を判定する。

2．施工規模加算率（S_1）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K_1）が重複する場合は，施工規模加算率のみ対象とする。

3．階段ステップ部の補正を行った場合は，施工規模加算率は適用しないが，時間的制約を受ける場合の補正係数（K_1）は適用可能とする。

4．既設アスファルト舗装面の施工（K_4）の補正は，既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり，切削オーバーレイや打ち換え等，舗装面が施工直後の場合，補正を行わない。

5．施工幅員が 0.5m 超 1.0m 以下の場合の補正（K_7），施工幅員が 0.5m 以下の場合の補正（K_8）は，ゼブラ施工の場合にも適用する。

２－４　直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注)設計単価＝標準の市場単価×（１＋S_0 or S_1／100)×（K_1×K_2×……×K_8）

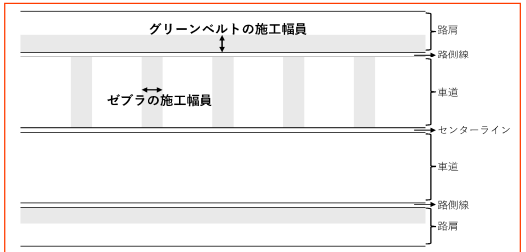

図2．1　平面模式図

3.　適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。

（１）　共通事項

１）　各区分の工法は次のとおりとする。

表3．1　工法の内容

区　　分	目　　地　　模　　様
樹脂モルタル舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを，コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
景観透水性舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を，使用したモルタルを，コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
樹脂系すべり止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し，硬質骨材を路面に接着させる工法。

２）　下地は標準状態とし，はつり，サンダー掛け，錆落とし及び不陸整正のための下地調整を含まないものとする。下地調整を必要とする場合は，別途計上する。（下地処理とは，施工面にあるゴミ・泥・ほこりなどを除去する簡単な作業をいう。）

３）　斜路部の施工は，階段ステップ部の補正を適用しない。

備考

令和7年度　土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現　行　基　準（令和7年10月1日）	改　　定（令和8年8月1日）	備考

⑪ 軟弱地盤処理工

Ｓ８５２１

1. 適　用　範　囲

本資料は，市場単価方式による，軟弱地盤処理工に適用する。

１－１　市場単価が適用出来る範囲

（１）　粘土，シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちのサンドドレーン工，サンドコンパクションパイル工及びこれらの工種の併用工に適用する。

（２）　サンドドレーン工は杭径400㎜ 及び500㎜，サンドコンパクションパイル工はケーシングパイプ径400㎜，杭径 700 ㎜程度で，いずれも敷鉄板の使用を標準とし，打設長は 35ｍ未満とする。

１－２　市場単価が適用出来ない範囲

（１）　土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。

１）　サンドマット工

２）　サンドパイル打機の分解・組立及び運搬

（２）　特別調査等別途考慮するもの

１）　静的締固工法（オーガ方式による砂杭造成工法）。

２）　砂地盤を対象とする場合。

３）　離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。

４）　その他，規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

２－１　市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工　種	市場単価		
	機	労	材
サンドドレーン工	○	○	※×
サンドコンパクションパイル工	○	○	※×

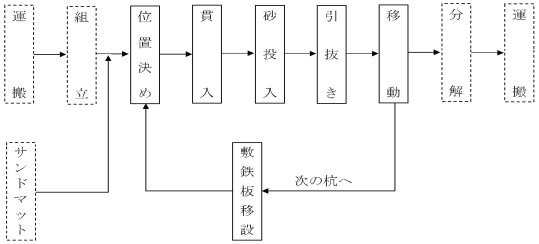

（注）１．敷鉄板の費用，敷鉄板の設置・撤去・移動，空気圧縮機，発動発電機等の費用を含む。

２．材料費（砂，砕石）の費用は含まない。

３．※については，Ｓ８５２１で考慮されているため，別途計上する必要はない。

【廃止】

［令和８年８月１日以降適用］

令和７年度　土木工事標準積算基準（共通編）

第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第2章　市場単価

⑪ 軟弱地盤処理工

Ｓ８５２１

1. 適　用　範　囲

本資料は，市場単価方式による，軟弱地盤処理工に適用する。

１－１　市場単価が適用出来る範囲

（１）　粘土，シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちのサンドドレーン工，サンドコンパクションパイル工及びこれらの工種の併用工に適用する。

（２）　サンドドレーン工は杭径400㎜ 及び500㎜，サンドコンパクションパイル工はケーシングパイプ径400㎜，杭径 700 ㎜程度で，いずれも敷鉄板の使用を標準とし，打設長は 35ｍ未満とする。

１－２　市場単価が適用出来ない範囲

（１）　土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。

１）　サンドマット工

２）　サンドパイル打機の分解・組立及び運搬

（２）　特別調査等別途考慮するもの

１）　静的締固工法（オーガ方式による砂杭造成工法）。

２）　砂地盤を対象とする場合。

３）　離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。

４）　その他，規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。

廃止

2. 市場単価の設定

２－１　市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは，　である。

工　種	市場単価		
	機	労	材
サンドドレーン工	○	○	※×
サンドコンパクションパイル工	○	○	※×

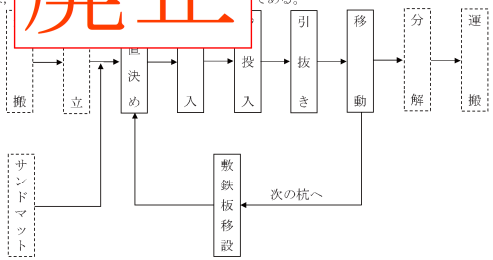

（注）１．敷鉄板の費用，敷鉄板の設置・撤去・移動，空気圧縮機，発動発電機等の費用を含む。

２．材料費（砂，砕石）の費用は含まない。

３．※については，Ｓ８５２１で考慮されているため，別途計上する必要はない。

令和7年度　土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現　行　基　準(令和7年10月1日)	改　　定(令和8年8月1日)	備考

現行基準

２－２　市場単価の規格・仕様

軟弱地盤処理工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2．1　規格・仕様区分

区　分	規 格 ・ 仕 様	単 位
サ ン ド ド レ ー ン 工	打設長　10m未満	m
	10m以上 20m未満	
	20m以上 35m未満	
サンドコンパクションパイル工	打設長　10m未満	
	10m以上 20m未満	
	20m以上 35m未満	

（注）　１．規格・仕様は，造成する砂杭１本当りの打設長を対象とする。

２．併用工の場合は，区分毎の杭長（Ｌ２・Ｌ３）で判断せず，造成する砂杭１本当りの打設長（Ｌ１）を対象とする。（Ｌ１＜35m）

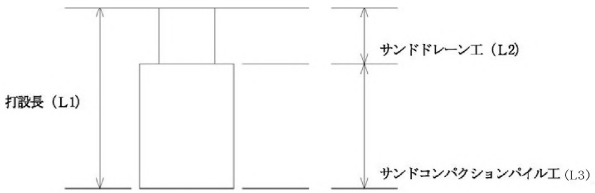

３．サンドマットがある場合，サンドマット（Ｌａ）の厚みを含む長さ（Ｌ１＝Ｌａ＋Ｌｂ）とする。

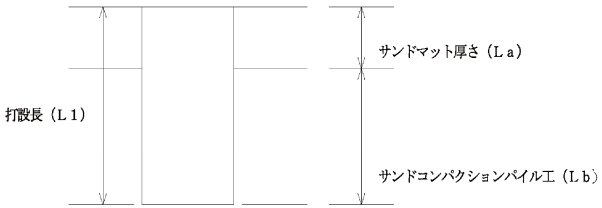

４．１工事で規格・仕様が複数にわたる場合，それぞれの規格・仕様に応じた打設長を適用する。

改定

【廃止】

［令和８年８月１日以降適用］

令和７年度　土木工事標準積算基準（共通編）

第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第2章　市場単価

２－２　市場単価の規格・仕様

軟弱地盤処理工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2．1　規格・仕様区分

区　分	規 格 ・ 仕 様	単 位
サ ン ド ド レ ー ン 工	打設長　10m未満	m
	10m以上 20m未満	
	20m以上 35m未満	
サンドコンパクションパイル工	打設長　10m未満	
	10m以上 20m未満	
	20m以上 35m未満	

（注）　１．規格・仕様は，造成する砂杭１本当りの打設長を対象とする。

２．併用工の場合は，区分毎の杭長（Ｌ２・Ｌ３）で判断せず，造成する砂杭１本当りの打設長（Ｌ１）を対象とする。（Ｌ１＜35m）

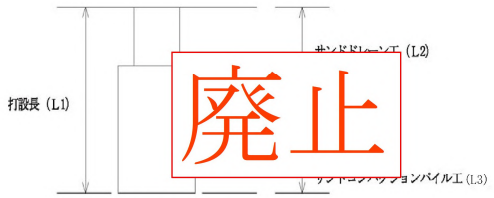

３．サンドマットがある場合，サンドマット（Ｌａ）の厚みを含む長さ（Ｌ１＝Ｌａ＋Ｌｂ）とする。

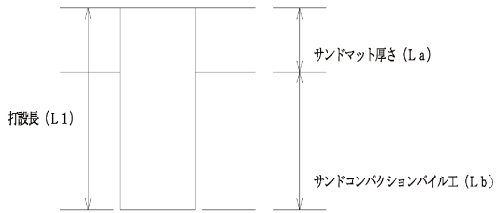

４．１工事で規格・仕様が複数にわたる場合，それぞれの規格・仕様に応じた打設長を適用する。

備考

令和7年度　土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現　行　基　準（令和7年10月1日）

２－３　加算率・補正係数

（１）　加算率・補正係数の適用基準

表2．2　加算率・補正係数の適用基準

区　分		適　用　基　準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S_0	全体数量
		１工事の施工規模が標準より小さい場合は，対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S_1	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき１日の作業時間（所定労働時間）を７時間以下４時間以上に制限する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して，作業時間が夜間（20時～６時）にかかる場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_2	

（２）　加算率・補正係数の数値

表2．3　加算率・補正係数の数値

区　分		記号	サンドドレーン工	サンドコンパクションパイル工
加算率	施工規模	S_0	(3,000m以上)　０％	
		S_1	(3,000m未満)　15％	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K_1	1.15	
	夜間作業	K_2	1.05	

（注）１．施工規模加算率（S_1）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K_1）が重複する場合は施工規模加算率（S_1）のみを対象とする。

２．併用工の施工規模は，区分（Ｌ２・Ｌ３）毎の総延長で判断せず，１工事における総延長（Ｌ１）の合計で判断する。（表2.1（注）２の図参照）

２－４　直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注１）×設計数量＋材料費（注２）

（注）１．設計単価＝標準の市場単価×（１＋S_0 or S_1／100）×（K_1×K_2）

２．材料費は必要に応じて計上。

3．　適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。

（１）　市場単価には材料費（砂，砕石）を含まない。材料費の計上は次による。

材料費＝π／４×杭径^2×（１＋ロス率（注１））×工種別打設長（注２）×材料単価

表3．1　砂のロス率

サンドドレーン工	＋0.26
サンドコンパクションパイル工	＋0.41

（注）１．砕石を使用する場合のロス率は別途考慮すること。

２．サンドマットの厚みも含む。

（２）　サンドパイル打機の分解・組立・運搬については，別途運搬費にて計上する。

（３）　随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。

VI-2-⑪-3

改　　定（令和8年8月1日）

【廃止】

［令和８年８月１日以降適用］

令和７年度　土木工事標準積算基準（共通編）

第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第2章　市場単価

２－３　加算率・補正係数

（１）　加算率・補正係数の適用基準

表2．2　加算率・補正係数の適用基準

区　分		適　用　基　準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S_0	全体数量
		１工事の施工規模が標準より小さい場合は，対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S_1	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき１日の作業時間（所定労働時間）を７時間以下４時間以上に制限する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して，作業時間が夜間（20時～６時）にかかる場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_2	

（２）　加算率・補正係数の数値

表2．3　加算率・補正係数の数値

区　分		記号	サンドドレーン工	サンドコンパクションパイル工
加算率	施工規模	S_0	(3,000m以上)　０％	
		S_1	(3,000m未満)　15％	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K_1	1.15	
	夜間作業	K_2	1.05	

廃止

（注）１．施工規模加算率（S_1）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K_1）が重複する場合は施工規模加算率（S_1）のみを対象とする。

２．併用工の施工規模は，区分（Ｌ２・Ｌ３）毎の総延長で判断せず，１工事における総延長（Ｌ１）の合計で判断する。（表2.1（注）２の図参照）

２－４　直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注１）×設計数量＋材料費（注２）

（注）１．設計単価＝標準の市場単価×（１＋S_0 or S_1／100）×（K_1×K_2）

２．材料費は必要に応じて計上。

3．　適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。

（１）　市場単価には材料費（砂，砕石）を含まない。材料費の計上は次による。

材料費＝π／４×杭径^2×（１＋ロス率（注１））×工種別打設長（注２）×材料単価

表3．1　砂のロス率

サンドドレーン工	＋0.26
サンドコンパクションパイル工	＋0.41

（注）１．砕石を使用する場合のロス率は別途考慮すること。

２．サンドマットの厚みも含む。

（２）　サンドパイル打機の分解・組立・運搬については，別途運搬費にて計上する。

（３）　随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。

VI-2-⑪-3

備考

令和7年度　土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現　行　基　準(令和7年10月1日)	改　　定(令和8年8月1日)	備考

現行基準(令和7年10月1日)

5. 参　考　資　料

（1） 適用機種

打設長（規格・仕様）毎の機種の選定は下表を標準とする。

打　設　長	機　　種	規　　格
10m未満	クローラ式 サ　ン　ド パイル打機	リーダ式 75kW リーダ長 30m (35～37ｔ吊り)
10m以上 20m未満		
20m以上 35m未満		リーダ式 120kW リーダ長 45m (40ｔ吊り)

(注) 1．運搬費については，上表を参考に別途計上する。
2．サンドドレーン，サンドコンパクションパイル，併用工についても使用機械は変わらない。

（2） 積算例

・ 工事においてＳＣＰで以下の砂杭を造成した場合

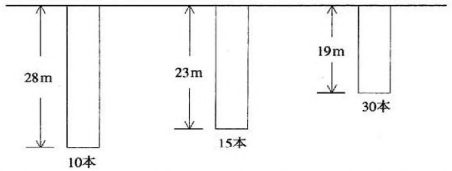

〔SCP・20m以上 35m未満の単価〕× 28m× 10 本＋〔SCP・20m以上 35m未満の単価〕× 23m× 15 本＋
〔SCP・10m以上 20m未満の単価〕× 19m× 30 本

・一工事においてＳＤとＳＣＰの併用工で以下の砂杭を造成した場合

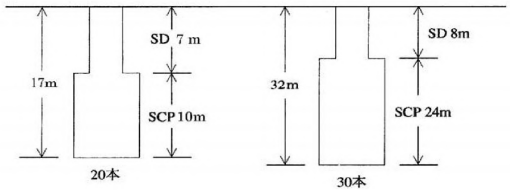

（〔SCP・10m以上 20m未満の単価〕× 10m＋〔SD・10m以上 20m未満の単価〕× 7m）× 20 本＋
（〔SCP・20m以上 35m未満の単価〕× 24m＋〔SD・20m以上 35m未満の単価〕× 8m）× 30 本

〔凡例〕
ＳＤ：サンドドレーン工
ＳＣＰ：サンドコンパクションパイル工

改定(令和8年8月1日)

【廃止】
［令和８年８月１日以降適用］
令和７年度　土木工事標準積算基準（共通編）
第VI編　土木工事標準単価及び市場単価　第2章　市場単価

5. 参　考　資　料

（1） 適用機種

打設長（規格・仕様）毎の機種の選定は下表を標準とする。

打　設　長	機　　種	規　　格
10m未満	クローラ式 サ　ン　ド パイル打機	リーダ式 75kW リーダ長 30m (35～37ｔ吊り)
10m以上 20m未満		
20m以上 35m未満		リーダ式 120kW リーダ長 45m (40ｔ吊り)

(注) 1．運搬費については，上表を参考に別途計上する。
2．サンドドレーン，サンドコンパクションパイル，併用工についても使用機械は変わらない。

（2） 積算例

・ 工事においてＳＣＰで以下の砂杭を造成した場合

〔SCP・20m以上 35m未満の単価〕× 28m× 10 本＋〔SCP・20m以上 35m未満の単価〕× 23m× 15 本＋
〔SCP・10m以上 20m未満の単価〕× 19m× 30 本

・一工事においてＳＤとＳＣＰの併用工で以下の砂杭を造成した場合

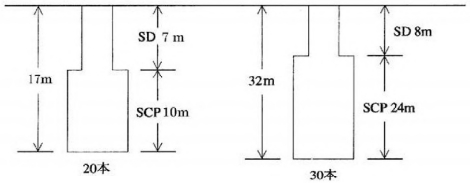

（〔SCP・10m以上 20m未満の単価〕× 10m＋〔SD・10m以上 20m未満の単価〕× 7m）× 20 本＋
（〔SCP・20m以上 35m未満の単価〕× 24m＋〔SD・20m以上 35m未満の単価〕× 8m）× 30 本

〔凡例〕
ＳＤ：サンドドレーン工
ＳＣＰ：サンドコンパクションパイル工

備考

令和7年度　土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現　行　基　準（令和7年10月1日）

４－２－２　作業船の選定

ブロック積込，運搬，据付に使用する作業船の機械・規格は，次表を標準とする。

表4．3　クレーン付台船・起重機船と引船の選定

機械名	規格		単位	数量							摘要
				ブロック実質量							
	吊能力	積載質量		4.5t以下	4.5tを超え7.5t以下	7.5tを超え12.5t以下	12.5tを超え22.0t以下	22.0tを超え31.0t以下	31.0tを超え37.5t以下	37.5tを超え50.0t以下	
クレーン付台船	45～50t	500t	台	1							
	80t	700t	〃		1						
	100t	1,000t	〃			1					
起重機船	100t	1,000t	〃				1	1			
	120t	1,000t	〃						1		
	150t	1,000t	〃							1	
引船	鋼製D450PS型35GT		〃	1	1						
	鋼製D600PS型50GT		〃				1	1			
	鋼製D700PS型60GT		〃			1			1	1	

（注）現場条件により，上記により難い場合は，別途考慮する。

４－３　潜水士船の規格

潜水士船の規格は，次表を標準とする。

表4．4　潜水士船の規格

名称	規格
潜水士船	D　180PS型 3～5t吊　4.9GT

４－４　製作

４－４－１　鉄筋工　　Ｓ４５４０

鉄筋工は，鉄筋（連結用フック含む）の加工・組立費用及び材料費であり，「第Ⅵ編第２章①－１鉄筋工（太径鉄筋含む）」により別途計上する。

４－４－２　型枠工　　Ｓ４５４２

（１）型枠の賃料

型枠の賃料は，別途計上する。

（２）型枠の組立・脱型及び型枠清掃，はく離剤塗布歩掛

型枠の組立・脱型及び型枠清掃，はく離剤塗布歩掛及びクレーンの運転時間は，次表を標準とする。

表4．5　型枠の組立・脱型及び型枠清掃，はく離剤塗布歩掛　（100m²当り）

名称	規格	単位	ブロック実質量	
			11.0tを超え25.0t以下	25.0tを超え50.0t以下
土木一般世話役		人	0.3	0.2
特殊作業員		〃	0.5	0.5
普通作業員		〃	1.5	1.5
ラフテレーンクレーン運転	油圧伸縮ジブ型　低騒音型 排出ガス対策型（第1次基準値） 25t吊	日	0.4	0.4

（注）鋼製及びFRP製型枠使用を標準とし，木製型枠使用の場合は，別途考慮する。

改　　定（令和8年8月1日）

【新基準】
［令和８年８月１日以降適用］
令和７年度　土木工事標準積算基準（河川編）
第Ⅲ編　河川　第3章　河川海岸　③消波工

４－２－２　作業船の選定

ブロック積込，運搬，据付に使用する作業船の機械・規格は，次表を標準とする。

表4．3　クレーン付台船・起重機船と引船の選定

機械名	規格		単位	数量							摘要
				ブロック実質量							
	吊能力	積載質量		4.5t以下	4.5tを超え7.5t以下	7.5tを超え12.5t以下	12.5tを超え22.0t以下	22.0tを超え31.0t以下	31.0tを超え37.5t以下	37.5tを超え50.0t以下	
クレーン付台船	45～50t	500t	台	1							
	80t	700t	〃		1						
	100t	1,000t	〃			1					
起重機船	100t	1,000t	〃				1	1			
	120t	1,000t	〃						1		
	150t	1,000t	〃							1	
引船	鋼製D450PS型35GT		〃	1	1						
	鋼製D600PS型50GT		〃				1	1			
	鋼製D700PS型60GT		〃			1			1	1	

（注）現場条件により，上記により難い場合は，別途考慮する。

４－３　潜水士船の規格

潜水士船の規格は，次表を標準とする。

表4．4　潜水士船の規格

名称	規格
潜水士船	D　180PS型 3～5t吊　4.9GT

４－４　製作

４－４－１　鉄筋工　　Ｓ４５４０

鉄筋工は，鉄筋（連結用フック含む）の加工・組立費用及び材料費であり，「第Ⅱ編第４章①鉄筋工」により別途計上する。

４－４－２　型枠工　　Ｓ４５４２

（１）型枠の賃料

型枠の賃料は，別途計上する。

（２）型枠の組立・脱型及び型枠清掃，はく離剤塗布歩掛

型枠の組立・脱型及び型枠清掃，はく離剤塗布歩掛及びクレーンの運転時間は，次表を標準とする。

表4．5　型枠の組立・脱型及び型枠清掃，はく離剤塗布歩掛　（100m²当り）

名称	規格	単位	ブロック実質量	
			11.0tを超え25.0t以下	25.0tを超え50.0t以下
土木一般世話役		人	0.3	0.2
特殊作業員		〃	0.5	0.5
普通作業員		〃	1.5	1.5
ラフテレーンクレーン運転	油圧伸縮ジブ型　低騒音型 排出ガス対策型（第1次基準値） 25t吊	日	0.4	0.4

（注）鋼製及びFRP製型枠使用を標準とし，木製型枠使用の場合は，別途考慮する。

備考

現　行　基　準（令和7年10月1日）

１－４　標準的な積算手順

洗掘防止工の積算　　「３節　基礎工」参照

↓

消波ブロック製作の積算

ブロック高さ
ブロック実質量
ﾈｯﾄｺﾝｸﾘｰﾄ量
足場の有無
型枠面積
鉄筋の有無、質量
吊鉄筋の有無、質量
→　製作歩掛　→・異形ブロック製作代価表

ブロック実質量
→　ｸﾚｰﾝ規格

↓

消波ブロック据付の積算

ブロック諸元
ｸﾚｰﾝ類機種規格
転置個数
→・ブロック転置代価表

施工方法
ｸﾚｰﾝ類種類規格
仮置（据付）個数
運搬船舶機械
労務編成
→・ブロック据付代価表
→・ブロック横持ち代価表
→・ブロック運搬据付・仮置代価表

１－５　数量計算等

１－５－１　集計数位

種別（レベル3）	細　別（レベル4）	内　容	単位	数　位	摘　要
消波ブロック工	消波ブロック製作	異形ブロック個数	個	１位止を原則とする。	四捨五入
	消波ブロック据付	異形ブロック個数	〃		

消波ブロック製作内訳

種別（レベル3）	細　別（レベル4）	内　容		単位	数　位	摘　要
消波ブロック工	消波ブロック製作（10個当り）	コンクリート	コンクリート量	m^3	小数３位四捨五入	
		型　枠	型枠面積	m^2		
		鉄筋加工組立	丸鋼質量	kg		
			異形棒鋼質量	〃		
		吊鉄筋加工組立	丸鋼質量	〃		

１－５－２　材料割増率

種別（レベル3）	細　別（レベル4）	内　容		割増率（%）	摘　要
消波ブロック工	消波ブロック製作	コンクリート	コンクリート	1	
		鉄筋加工組立	丸鋼	3	
			異形棒鋼	2	
		吊鉄筋加工組立	丸鋼	3	

１－５－３　数量の算出

１）異形ブロックの個数

個数の算出は、全容積より空隙を引いた実容積を１個当りの容積で除して算出する。
なお、上記により難い場合は別途考慮する。

改　　定（令和8年8月1日）

【新基準】
［令和８年８月１日以降適用］
令和７年度　港湾漁港工事標準積算基準書（工事編）
第3章　8節　消波工

１－４　標準的な積算手順

洗掘防止工の積算　　「３節　基礎工」参照

↓

消波ブロック製作の積算

ブロック高さ
ブロック実質量
ﾈｯﾄｺﾝｸﾘｰﾄ量
足場の有無
型枠面積
鉄筋の有無、質量
吊鉄筋の有無、質量
→　製作歩掛　→・異形ブロック製作代価表

ブロック実質量
→　ｸﾚｰﾝ規格

↓

消波ブロック据付の積算

ブロック諸元
ｸﾚｰﾝ類機種規格
転置個数
→・ブロック転置代価表

施工方法
ｸﾚｰﾝ類種類規格
仮置（据付）個数
運搬船舶機械
労務編成
→・ブロック据付代価表
→・ブロック横持ち代価表
→・ブロック運搬据付・仮置代価表

１－５　数量計算等

１－５－１　集計数位

種別（レベル3）	細　別（レベル4）	内　容	単位	数　位	摘　要
消波ブロック工	消波ブロック製作	異形ブロック個数	個	１位止を原則とする。	四捨五入
	消波ブロック据付	異形ブロック個数	〃		

消波ブロック製作内訳

種別（レベル3）	細　別（レベル4）	内　容		単位	数　位	摘　要
消波ブロック工	消波ブロック製作（10個当り）	コンクリート	コンクリート量	m^3	小数３位四捨五入	
		型　枠	型枠面積	m^2		
		鉄筋加工・組立	丸鋼質量	kg		
			異形棒鋼質量	〃		
		吊鉄筋加工・組立	丸鋼質量	〃		

１－５－２　材料割増率

種別（レベル3）	細　別（レベル4）	内　容		割増率（%）	摘　要
消波ブロック工	消波ブロック製作	コンクリート	コンクリート	1	
		鉄筋加工・組立	丸鋼	3	
			異形棒鋼	3	
		吊鉄筋加工・組立	丸鋼	3	

１－５－３　数量の算出

１）異形ブロックの個数

個数の算出は、全容積より空隙を引いた実容積を１個当りの容積で除して算出する。
なお、上記により難い場合は別途考慮する。

備考

令和7年度　港湾・漁港標準積算基準書 現行改定対照表

現　行　基　準（令和7年10月1日）

2．消波ブロック工

2－1　消波ブロック製作

消波ブロック製作に含まれる代価表は、下表のとおりである。

種別（レベル3）	細別（レベル4）	積　算　要　素（レベル6）	
消波ブロック工	消波ブロック製作	異形ブロック製作	異形ブロック製作　10個当り

2－1－1　適用範囲

本項は、異形ブロックおよび直立消波ブロックを製作する工事に適用する。

2－1－2　施工フロー

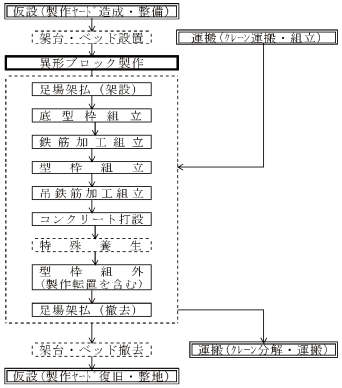

注）1.本項の歩掛は、□の部分である。
2.製作転置とは、型枠脱型場所から製作場所仮置場までのブロックの移動であり、クレーンによる50m未満の範囲内の作業である。

2－1－3　代価表作成手順

［ブロック製作の積算］

・ブロック諸元 → 2－1－4－1 ブロック質量の決定 →①ブロック実質量

↓

・ブロック実質量
・現場条件 → 2－1－4－2 クレーンの選定 →②製作クレーン機種・規格 ③製作転置クレーン機種・規格

↓

①ブロック実質量 → 2－1－4－3 市場単価適用の検討 →④型枠工市場単価 ⑤コンクリート打設工市場単価

↓

・型枠組立組外
100m²当り歩掛（クレーン） → 型枠組立組外歩掛の算定 →⑥10個当り型枠歩掛

↓

・コンクリート打設
100m³当り歩掛（クレーン） → 打設歩掛の算定 →⑦10個当りコンクリート打設歩掛

↓

改　　定（令和8年8月1日）

【新基準】
［令和８年８月１日以降適用］
令和７年度　港湾漁港工事標準積算基準書（工事編）
第3章　8節　消波工

2．消波ブロック工

2－1　消波ブロック製作

消波ブロック製作に含まれる代価表は、下表のとおりである。

種別（レベル3）	細別（レベル4）	積　算　要　素（レベル6）	
消波ブロック工	消波ブロック製作	異形ブロック製作	異形ブロック製作　10個当り

2－1－1　適用範囲

本項は、異形ブロックおよび直立消波ブロックを製作する工事に適用する。

2－1－2　施工フロー

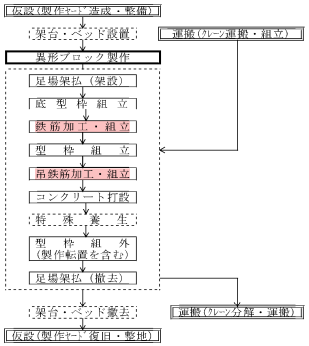

注）1.本項の歩掛は、□の部分である。
2.製作転置とは、型枠脱型場所から製作場所仮置場までのブロックの移動であり、クレーンによる50m未満の範囲内の作業である。

2－1－3　代価表作成手順

［ブロック製作の積算］

・ブロック諸元 → 2－1－4－1 ブロック質量の決定 →①ブロック実質量

↓

・ブロック実質量
・現場条件 → 2－1－4－2 クレーンの選定 →②製作クレーン機種・規格 ③製作転置クレーン機種・規格

↓

①ブロック実質量 → 2－1－4－3 市場単価適用の検討 →④型枠工市場単価 ⑤コンクリート打設工市場単価

↓

・型枠組立組外
100m²当り歩掛（クレーン） → 型枠組立組外歩掛の算定 →⑥10個当り型枠歩掛

↓

・コンクリート打設
100m³当り歩掛（クレーン） → 打設歩掛の算定 →⑦10個当りコンクリート打設歩掛

↓

備考

現　行　基　準（令和7年10月1日）

（鉄筋及び吊鉄筋が必要な場合）
・鉄筋径
・施工場所
→ 市場単価適用の検討 →⑧鉄筋市場単価
⑨吊鉄筋市場単価
・市場単価適用条件以外は別途積算

⑥10個当り型枠歩掛
⑦10個当りｺﾝｸﾘｰﾄ打設歩掛
⑧鉄筋の有無
⑨吊鉄筋の有無
→ 製作歩掛の計算 →⑩10個当り製作歩掛

⑩10個当り製作歩掛
⑧鉄筋市場単価
⑨吊鉄筋市場単価
④型枠工市場単価
⑤ｺﾝｸﾘｰﾄ打設工市場単価
②製作ｸﾚｰﾝ機種・規格
③製作転置クレーン機種・規格
→ 代価表の作成 →・異形ブロック製作10個当り代価表

［その他の積算］
・架台・ベッド（賃料）
→ 架台・ベッドの必要性の検討 →・必要な場合別途積算

２－１－４　施工歩掛
２－１－４－１　ブロック質量の選定

製作対象ブロックの実質量よりブロック製作歩掛数量を選定する。

２－１－４－２　製作クレーンと製作転置クレーン

クレーンの機種・規格は、ブロック実質量を対象とし、下表により選定する。

ブロック実質量	機種・規格		
	型枠工用	コンクリート工用、製作転置用	
	ラフテレーンクレーン	ラフテレーンクレーン	クローラクレーン
2.5t以下	（油）　25t吊	（油）　25t吊	－
2.5tを超えて 5.5t 〃	（油）　25t吊	（油）　35t吊	
5.5tを超えて11.0t 〃	（油）　25t吊	（油）　50t吊	
11.0tを超えて50.0t 〃	（油）　25t吊	－	（油）　100t吊
50.0tを超えて70.0t 〃	（油）　25t吊		（油）　150t吊
70.0tを超える	（油）　25t吊		（油）　200t吊

注）1.クレーン規格は現場条件により大型の規格を選定できる。
2.同一工事において、製作・据付を一連して施工する場合は、製作転置用クレーンと比較し、大型規格のクレーンを使用する。

２－１－４－３　製作歩掛等

製作に係わる型枠およびコンクリートの歩掛数量は、ブロック実質量により選定する。

１）型枠工およびコンクリート打設工

市場単価には、一般養生に要する労務の他、型枠剥離剤、インパクトレンチ、電力に関する費用、コンクリートバケット、バイブレータ、養生シート、ワイヤーロープおよび足場にかかる費用が含まれる。

なお、一般養生とは、むしろ、シート掛け、養生剤程度のものであり、給熱養生の必要がある場合は別途考慮する。

市場単価の算定については、**「第４章　市場単価等」**による。

２）型枠100m²当り組立組外歩掛(a)（クレーン）

名　称	単位	ブロック実質量(t)						摘要
		2.5以下	2.5を超えて5.5以下	5.5を超えて11.0以下	11.0を超えて25.0以下	25.0を超えて50.0以下	50.0を超える	
ラフテレーンクレーン（型枠工用）	日	0.50	0.50	0.50	0.40	0.40	0.40	
ラフテレーンクレーン（製作転置用）	〃	0.21	0.14	0.13	－	－	－	
クローラクレーン（製作転置用）	〃	－	－	－	0.10	0.06	0.04	

注）1.本歩掛はｼｬｯｸﾙ（連結金具）設置の有無に関わらず適用できる。なお、必要によりｼｬｯｸﾙ材料費を別途計上する。
2.型枠は、鋼製及びFRP型枠使用を標準とし、木製型枠の場合は別途計上する。
3.本歩掛には型枠の組立・脱型及び型枠清掃、剥離材塗布及び製作転置が含まれる。
4.クレーンの機種・規格は、**「本節　２－１－４－２　製作クレーンと製作転置クレーン」**による。

改　　定（令和8年8月1日）

【新基準】
［令和８年８月１日以降適用］
令和７年度　港湾漁港工事標準積算基準書（工事編）
第3章　8節　消波工

（鉄筋及び吊鉄筋が必要な場合）

⑥10個当り型枠歩掛
⑦10個当りｺﾝｸﾘｰﾄ打設歩掛
⑧鉄筋の有無
⑨吊鉄筋の有無
→ 製作歩掛の計算 →⑩10個当り製作歩掛

⑩10個当り製作歩掛
⑧鉄筋加工・組立歩掛
⑨吊鉄筋加工・組立歩掛
④型枠工市場単価
⑤ｺﾝｸﾘｰﾄ打設工市場単価
②製作ｸﾚｰﾝ機種・規格
③製作転置クレーン機種・規格
→ 代価表の作成 →・異形ブロック製作10個当り代価表

［その他の積算］
・架台・ベッド（賃料）
→ 架台・ベッドの必要性の検討 →・必要な場合別途積算

２－１－４　施工歩掛
２－１－４－１　ブロック質量の選定

製作対象ブロックの実質量よりブロック製作歩掛数量を選定する。

２－１－４－２　製作クレーンと製作転置クレーン

クレーンの機種・規格は、ブロック実質量を対象とし、下表により選定する。

ブロック実質量	機種・規格		
	型枠工用	コンクリート工用、製作転置用	
	ラフテレーンクレーン	ラフテレーンクレーン	クローラクレーン
2.5t以下	（油）　25t吊	（油）　25t吊	－
2.5tを超えて 5.5t 〃	（油）　25t吊	（油）　35t吊	
5.5tを超えて11.0t 〃	（油）　25t吊	（油）　50t吊	
11.0tを超えて50.0t 〃	（油）　25t吊	－	（油）　100t吊
50.0tを超えて70.0t 〃	（油）　25t吊		（油）　150t吊
70.0tを超える	（油）　25t吊		（油）　200t吊

注）1.クレーン規格は現場条件により大型の規格を選定できる。
2.同一工事において、製作・据付を一連して施工する場合は、製作転置用クレーンと比較し、大型規格のクレーンを使用する。

２－１－４－３　製作歩掛等

製作に係わる型枠およびコンクリートの歩掛数量は、ブロック実質量により選定する。

１）型枠工およびコンクリート打設工

市場単価には、一般養生に要する労務の他、型枠剥離剤、インパクトレンチ、電力に関する費用、コンクリートバケット、バイブレータ、養生シート、ワイヤーロープおよび足場にかかる費用が含まれる。

なお、一般養生とは、むしろ、シート掛け、養生剤程度のものであり、給熱養生の必要がある場合は別途考慮する。

市場単価の算定については、**「第４章　市場単価等」**による。

２）型枠100m²当り組立組外歩掛(a)（クレーン）

名　称	単位	ブロック実質量(t)						摘要
		2.5以下	2.5を超えて5.5以下	5.5を超えて11.0以下	11.0を超えて25.0以下	25.0を超えて50.0以下	50.0を超える	
ラフテレーンクレーン（型枠工用）	日	0.50	0.50	0.50	0.40	0.40	0.40	
ラフテレーンクレーン（製作転置用）	〃	0.21	0.14	0.13	－	－	－	
クローラクレーン（製作転置用）	〃	－	－	－	0.10	0.06	0.04	

注）1.本歩掛はｼｬｯｸﾙ（連結金具）設置の有無に関わらず適用できる。なお、必要によりｼｬｯｸﾙ材料費を別途計上する。
2.型枠は、鋼製及びFRP型枠使用を標準とし、木製型枠の場合は別途計上する。
3.本歩掛には型枠の組立・脱型及び型枠清掃、剥離材塗布及び製作転置が含まれる。
4.クレーンの機種・規格は、**「本節　２－１－４－２　製作クレーンと製作転置クレーン」**による。

備考

現　行　基　準（令和7年10月1日）

3）コンクリート100m³当り打設歩掛(b)（クレーン）

名　称	単位	ブロック実質量(t)						摘要
		2.5以下	2.5を超えて5.5以下	5.5を超えて11.0以下	11.0を超えて25.0以下	25.0を超えて50.0以下	50.0を超える	
ラフテレーンクレーン（コンクリート工用）	日	2.30	1.80	1.70	－	－	－	
クローラクレーン（コンクリート工用）	日	－	－	－	1.20	0.80	0.60	

注）1.上記により難い場合は、別途考慮する。
2.クレーンの機種・規格は、**「本節　２－１－４－２　製作クレーンと製作転置クレーン」**による。

4）鉄筋および吊鉄筋加工組立
市場単価「土木工事・鉄筋工（一般構造物）」を適用する。
なお、市場単価には鉄筋荷卸し費用、およびクレーンを必要とする場合の賃料が含まれる。
市場単価の算定については、**「第４章　市場単価等」**による。

5）拘束費
現場条件等製作サイクルにより、必要となる陸上クレーンの拘束費（賃料）を計上する。

陸上クレーンの拘束費計上日数

区　分	拘束費計上日数	対象作業内容	摘　　要
施工中	必要日数(月数)	現場条件による	

改　　定（令和8年8月1日）

【新基準】
［令和８年８月１日以降適用］
令和７年度　港湾漁港工事標準積算基準書（工事編）
第3章　8節　消波工

3）コンクリート100m³当り打設歩掛(b)（クレーン）

名　称	単位	ブロック実質量(t)						摘要
		2.5以下	2.5を超えて5.5以下	5.5を超えて11.0以下	11.0を超えて25.0以下	25.0を超えて50.0以下	50.0を超える	
ラフテレーンクレーン（コンクリート工用）	日	2.30	1.80	1.70	－	－	－	
クローラクレーン（コンクリート工用）	日	－	－	－	1.20	0.80	0.60	

注）1.上記により難い場合は、別途考慮する。
2.クレーンの機種・規格は、**「本節　２－１－４－２　製作クレーンと製作転置クレーン」**による。

4）鉄筋および吊鉄筋加工・組立
「土木工事標準積算基準書　第Ⅱ編　第５章　⑥鉄筋工」の一般構造物を適用する。
なお、鉄筋加工・組立については単位をtからkgへ変換して採用していることから、小数３位切捨てとする。

5）拘束費
現場条件等製作サイクルにより、必要となる陸上クレーンの拘束費（賃料）を計上する。

陸上クレーンの拘束費計上日数

区　分	拘束費計上日数	対象作業内容	摘　　要
施工中	必要日数(月数)	現場条件による	

備考

令和7年度　港湾・漁港標準積算基準書 現行改定対照表

現　行　基　準（令和7年10月1日）

6）代価表

(1) 異形ブロック製作　10個当り　　SP350

名　　称	形状寸法	単位	数　　量	摘　　要
レディーミクストコンクリート		m^3	V×(1+W/100)×10	割増しを含む
型　枠　賃　料		m^2	A×10	
鉄　　筋		kg	R_1×(1+W/100)×10	割増しを含む
吊　鉄　筋		kg	R_2×(1+W/100)×10	割増しを含む
鉄筋加工組立	一般構造物	kg	ΣR_1×10	市場単価(土木工事・鉄鋼工)
吊鉄筋加工組立	一般構造物	kg	ΣR_2×10	市場単価(土木工事・鉄鋼工)
型　枠　工		m^2	A×10	市場単価
コンクリート打設工		m^3	V×10	市場単価
給熱養生加算額		m^3	V×10	市場単価
ラフテレーンクレーン（型枠工用）	排出ガス対策型（油）t吊	日	A×10×a/100	標準運転時間
ラフテレーンクレーン（ｺﾝｸﾘｰﾄ工用、製作転置用）	排出ガス対策型（油）t吊	日	A×10×a/100 ＋V×10×b/100	標準運転時間
クローラクレーン（ｺﾝｸﾘｰﾄ工用、製作転置用）	（油）t吊	日	A×10×a/100 ＋V×10×b/100	標準運転時間

注）1. V：ブロック1個当りコンクリート設計量（m^3）
2. A：ブロック1個当り型枠面積（m^2）
3. R_1, R_2：ブロック1個当り鉄筋または吊鉄筋質量(kg)
4. a：型枠100m^2当り組立組外歩掛(m^2)
5. b：コンクリート100m^3当り打設歩掛(m^3)
6. W：材料割増率(%)
7. 数量は、小数3位四捨五入とする。
8. 材料割増率は、**「本節　１－５－２　材料割増率」**による。
9. 架台、ベッド等が必要な場合は、別途計上する。
10. 連結鉄筋、連結金具が必要な場合は、別途計上する。
11. 給熱養生が必要な場合は、給熱養生加算額を計上する。

(2) クレーン拘束　1式当り

名　　称	形状寸法	単位	数　　量	摘　　要
クローラクレーン	排出ガス対策型（油）t吊	式		必要日数(月数)

注）必要日数(月数)とは、工事全体のクレーン拘束日数(月数)から「異形ブロック製作歩掛」で算定される製作個数分のクローラクレーン日数(月数)を除いた、クレーン拘束日数(月数)である。
工事全体のクレーン日数(月数)は、**「1節　直接工事費、補足資料-1 直接工事費、 9.標準作業能力、消波ブロック製作日数」**を参考に現場条件を踏まえて算出する。
なお、工事全体のクレーン日数(月数)は、小数第1位二捨三入七捨八入（0.5月単位まで）とする。

改　　定（令和8年8月1日）

【新基準】
［令和８年８月１日以降適用］
令和７年度　港湾漁港工事標準積算基準書（工事編）
第3章　8節　消波工

6）代価表

(1) 異形ブロック製作　10個当り　　SP350

名　　称	形状寸法	単位	数　　量	摘　　要
レディーミクストコンクリート		m^3	V×(1+W/100)×10	割増しを含む
型　枠　賃　料		m^2	A×10	
鉄　筋　加　工	一般構造物	kg	R_1×10	鉄筋の材料割増含む
鉄　筋　組　立	一般構造物	kg	R_1×10	
吊　鉄　筋　加　工	一般構造物	kg	R_2×10	鉄筋の材料割増含む
吊　鉄　筋　組　立	一般構造物	kg	R_2×10	
型　枠　工		m^2	A×10	市場単価
コンクリート打設工		m^3	V×10	市場単価
給熱養生加算額		m^3	V×10	市場単価
ラフテレーンクレーン（型枠工用）	排出ガス対策型（油）t吊	日	A×10×a/100	標準運転時間
ラフテレーンクレーン（ｺﾝｸﾘｰﾄ工用、製作転置用）	排出ガス対策型（油）t吊	日	A×10×a/100 ＋V×10×b/100	標準運転時間
クローラクレーン（ｺﾝｸﾘｰﾄ工用、製作転置用）	（油）t吊	日	A×10×a/100 ＋V×10×b/100	標準運転時間

注）1. V：ブロック1個当りコンクリート設計量（m^3）
2. A：ブロック1個当り型枠面積（m^2）
3. R_1, R_2：ブロック1個当り鉄筋または吊鉄筋質量(kg)
4. a：型枠100m^2当り組立組外歩掛(m^2)
5. b：コンクリート100m^3当り打設歩掛(m^3)
6. W：材料割増率(%)
7. 数量は、小数3位四捨五入とする。
8. 材料割増率は、**「本節　１－５－２　材料割増率」**による。
9. 架台、ベッド等が必要な場合は、別途計上する。
10. 連結鉄筋、連結金具が必要な場合は、別途計上する。
11. 給熱養生が必要な場合は、給熱養生加算額を計上する。

(2) クレーン拘束　1式当り

名　　称	形状寸法	単位	数　　量	摘　　要
クローラクレーン	排出ガス対策型（油）t吊	式		必要日数(月数)

注）必要日数(月数)とは、工事全体のクレーン拘束日数(月数)から「異形ブロック製作歩掛」で算定される製作個数分のクローラクレーン日数(月数)を除いた、クレーン拘束日数(月数)である。
工事全体のクレーン日数(月数)は、**「1節　直接工事費、補足資料-1 直接工事費、 9.標準作業能力、消波ブロック製作日数」**を参考に現場条件を踏まえて算出する。
なお、工事全体のクレーン日数(月数)は、小数第1位二捨三入七捨八入（0.5月単位まで）とする。

備考